電気通信事業会計規則の一部を改正する省令

電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第５条、第６条及び第15条関係）

勘定科目表

資産

［略］

負債

［略］

純資産

株主資本

［略］

評価・換算差額等

科目	内訳科目	備考
その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金		土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）第７条第２項に規定する再評価差額金

株式引受権

科目	内訳科目	備考
株式引受権		

新株予約権

［略］

費用

［略］

収益

［略］

別表第一の二（第５条及び第６条関係）

勘定科目表

資産

［略］

負債

［略］

改正前

別表第一（第５条、第６条及び第15条関係）

勘定科目表

資産

［同左］

負債

［同左］

純資産

株主資本

［同左］

評価・換算差額等

科目	内訳科目	備考
その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金		土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）第７条第２項に規定する再評価差額金

新株予約権

［同左］

費用

［同左］

収益

［同左］

別表第一の二（第５条及び第６条関係）

勘定科目表

資産

［同左］

負債

［同左］